

訪問介護 江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス  
重要事項説明書

〈 2024年 11月 1日現在 〉

この訪問介護または江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス重要事項説明書は、お客様がサービスを受けられるに際し、お客様やその家族に対し、当社の事業運営規程の概要や訪問介護または江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービス従事者などの勤務体制等、お客様のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1 当社が提供するサービスについてのご質問・ご相談窓口

事業所名	わだつみヘルパーステーション
電話番号	03-5243-9208 (月~金 午前9時00分~午後6時00分まで)
担当者	青谷 美樹

2 事業者(法人)の概要

法人名	株式会社スクーデリア	代表者名	代表取締役社長 北村 真治
所在地	東京都江戸川区瑞江2-22-5 グリーンハウス下鎌田 1階-D室		
代表番号	電話 03-5243-9202	FAX	03-5243-9203

3 サービス提供事業所

事業所名	わだつみヘルパーステーション		
所在地	東京都江戸川区瑞江2-22-5 グリーンハウス下鎌田 1階-D室		
連絡先	電話 03-5243-9208	FAX	03-5243-9203
東京都指定事業者番号	1372308278	江戸川区指定事業者番号	13A2300104
サービス提供地域	江戸川区		

4 同事業所の職員体制

	資格等	計
管理者	ヘルパー2級	1名
サービス提供責任者	介護福祉士	1名
サービス従事者	介護福祉士、初任者研修修了、等	5名

5 営業日および営業時間

営業日・営業時間	月曜日~金曜日 9:00~18:00
休業日	土曜日・日曜日・祝日 及び 12月29日~1月3日
緊急連絡先	03-5243-9208

## 6 サービスの内容

身体介護	食事介助 / 入浴介助 / 清拭（全身・部分） / 外出介助 / 体位変換 / 排泄介助 / 移動・移乗介助 / 起床・就寝介助 / 通院介助
生活援助	掃除 / 調理 / 洗濯 / 買い物 / 薬取り / 配膳・下膳

## 7 提供できないサービス

以下のサービスは介護保険では提供できません。

### (1) 「直接本人の援助に」に該当しないもの

- ・利用者本人以外の洗濯・調理・買物・布団干し
- ・主として利用者本人が使用する居室等以外の掃除
- ・来客の応接
- ・話し相手のみ・留守番
- ・自家用車の洗車・清掃
- ・本人が外出しているときに本人宅の家事を行う事

### (2) 「日常生活の援助」に該当しない行為

- ・草むしり・草木の水やり・園芸
- ・ペットの世話・散歩
- ・家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- ・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・正月・節句などのために特別な手間をかけて行う料理（おせち料理・ケーキなど）
- ・理美容院への付き添い同行
- ・日常生活圏外への買物及び買物同行
- ・贈答品や高額な物品の買物
- ・余暇・レジャーへの同行

### (3) 居宅を起点としない援助（訪問介護員が自宅に訪問しない援助）

- ・現地待ち合わせ等をした上での援助（利用者と一緒に自宅から出発して外出し自宅に戻るものでないもの）
- ・入院中の病院での付き添い
- ・入退院の付き添い

### (4) 公的保険を同時に使うサービス

- ・通院同行の病院内の介助（行政指導により禁止ですが自費契約の利用が可能です）
- ・訪問介護と訪問入浴など他のサービス同時時間内の利用

### (5) その他

- ・医療に関わる行為（自己注射、痰の吸引、褥瘡の処置、等）
- ・居宅サービス計画書、訪問介護計画書に記載されていない業務内容

※上記サービスの対応について、担当のサービス提供責任者までご相談下さい。

## 8 利用料金

### (1) 利用料

利用料については「別紙1」の料金となります。

介護保険から給付サービスを利用する場合は、原則「介護保険負担割合証」に記載の負担割合（1割または2割）です。但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス料金は、全額自己負担となります。

### (2) 交通費

- ① 通常のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は事業所から路上直線距離を基準とし、お客様の実費負担となります。

- ② 通院・外出介助等で公共交通機関を利用する場合には、その都度利用者が訪問介護員の交通費をお支払い下さい。前もってのお預かりや立て替えはできません。

(3) キャンセル料

利用者のご都合でサービスをキャンセルする場合、下記のキャンセル料がかかります。

円滑なサービス提供の為、当日キャンセルはないようご協力お願い致します。

但し、利用者の病変などやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は相談のうえ決定いたします。

サービス実施日の前日 18時まで	無 料
サービス実施日の前日 18時以降	¥ 1, 000- (税 別)
サービス当日キャンセル9時以降	利用料金の 50%
訪問してからのキャンセル	利用料金の100%

(4) その他の費用

サービス実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、お客様の負担になります。

(5) 利用料等のお支払い方法

当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月の17日頃に送付します。事業者指定の方法で、同月末日までにお支払いください。

9 契約の終了

(1) お客様のご都合でサービスを終了する場合は、サービス終了希望日の1ヶ月前までにお申し出下さい。

利用者の病変、やむを得ない事情がある場合は1週間以内の通知でもサービスを終了させることができます。

当社の人員不足等やむを得ない事情がある場合は、サービス終了日の1ヶ月前に文書で通知し、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。

次の事由に該当する場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ① お客様が介護保険施設に入所した場合
- ② お客様の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- ③ お客様がお亡くなりになった場合や介護保険の被保険者資格を喪失された場合

(2) 利用者は事業者に対して次の事項に該当した場合は、文書で通知することにより、利用者が希望する日をもって契約を解約することができます。

- ① 事業者が正当な理由なくサービス提供しない場合
- ② 事業者が種皮義務に反した場合
- ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
- ④ 事業者が破綻した場合

(3) 次の事由に該当した場合、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ① 利用者のサービス利用料金の支払いが延滞し事業者が相当の期間を定めて料金を支払うよう催告したにもかかわらず、支払われない場合
- ② 利用者またはその家族がこの契約を継続し難いほどの背信行為（介護現場におけるハラスメント対応マニュアルに定義する、身体的暴力（叩く等）及び精神的暴力（大声を発する、怒鳴る等）並びにセクシャルハラスメント（必要もなく手や腕をさわる等）を行い、その状態が改善されない場合

(4) その他

地震・噴火等の天災などの事由によりサービスの実施が出来なくなった場合、事業所は利用者に対してサービスを終了させていただく場合がございます。

## 10 サービスの特徴

江戸川区を中心に、併設する介護関連事業所の専門職と連携・協力して、お客様のご希望に沿った適正なサービスを提供いたします。

### 11 日常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

事業者は、利用者にサービスを提供する際に付随した日常的金銭管理・財産管理については、生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は取り扱いません。利用者に日常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対する利用者の権利擁護等の必要が生じた場合には、利用者の希望も踏まえながら適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

### 12 緊急時・事故発生時の対処方法

サービス提供中にお客様の状態の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせにより、ご家族、主治医、救急隊居宅支援事業所等への連絡をします。

### 13 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	サービス提供責任者 青谷 美樹
-------------	-----------------

- (2) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

- (3) サービス中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 14 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

①事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会を概ね6月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。

②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

- ④ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

### 15 災害時等によるサービスの変更・中止について

事業所は、天候不順（台風、大雪等）、または災害、感染症等によりサービスの実施・継続が困難な場合は訪問を中止、または変更させて頂くことがあります。

### 16 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- (2) 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17 訪問介護または戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスに関する相談・要望・苦情などの窓口

(1) 当社の訪問介護や訪問介護計画、また自費サービスに基づいて提供している居宅サービスについてのご相談・苦情・窓口は下記にて承ります。

(2) その他、区市町村の相談・苦情窓口に伝えることができます。

わだつみヘルパーステーション	青谷 美樹	03-5243-9208
江戸川区福祉部介護保険課事業者調整係		03-5662-0032
東京都国民健康保険組合連合会 介護サービス苦情相談窓口		03-6238-0177

(3) 苦情処理の体制及び手順

ご利用者等から苦情および相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するために、必要に応じて状況の聞き取り、事実確認を行います。

把握した内容をもとに検討を行い、時下の対応を決定し、関係者への連絡調整や対応結果の報告をおこないます。

17 その他

当事業所では、ご利用者及びご家族からの金銭・物品等の一切のお心遣いをご辞退申し上げます。

以下余白

---

**別紙1** 料金表 (令和6年 6月～)

訪問介護または江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスに対する利用料金はサービス提供開始以降、下記の料金となります。ただし、法定代理受領の場合は原則、下記金額の「介護保険負担割合証」に記載の負担割合額（1割・2割・3割のいずれか）です。

1. 訪問介護サービス【 料金表 -基本料金・昼間（8：00～18：00）- 】

区分	サービス提供時間	(単位数)	利用料 (円)
身体介護	20分未満	163	1,858
身体介護	20分以上30分未満	244	2,781
身体介護	30分以上1時間未満	387	4,411
身体介護	1時間以上1時間半未満	567	6,463
生活援助	20分以上45分未満	179	2,040
生活援助	45分以上	220	2,508
身体介護 + 生活介護	20分以上30分未満の身体介護+ 20分以上45分未満の生活援助	309	3,522
身体介護 + 生活介護	20分以上30分未満の身体介護+ 45分以上70分未満の生活援助	374	4,263
初回加算		200	2,280
緊急時訪問介護加算		100	1,140
生活機能向上連携加算(I)		100	1,140
生活機能向上連携加算(II)		200	2,280
介護職員処遇改善加算 V13		単位数×10.0%	左の単位数 ×11.40

※基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）は、25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は、50%増しとなります。

保険外サービスは別途ご相談ください。

## 2. 江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による江戸川区訪問型サービス（独自/定率）（国基準と同等）

区分	サービス提供時間（45分未満）	（単位数）	利用料（円）
訪問型サービス（国基準と同等）Ⅰ	週1回程度の利用の場合/1月につき	1, 176	13, 406
訪問型サービス（国基準と同等）Ⅱ	週2回程度の利用の場合/1月につき	2, 349	26, 778
訪問型サービス（国基準と同等）Ⅲ	（Ⅱ）を超える利用の場合/1月につき	3, 727	42, 487
訪問型サービス（国基準と同等）Ⅳ	週1回程度の利用の場合/1回につき	294	3, 351
訪問型サービス（国基準と同等）Ⅴ	週2回程度の利用の場合/1回につき	294	3, 351
訪問型サービス（国基準と同等）Ⅵ	（Ⅴ）を超える利用の場合/1回につき	311	3, 545
訪問型サービス（国基準と同等）初回加算		200	2, 280
訪問型サービス（国基準と同等）生活機能向上連携加算		100	1, 140
訪問型サービス（国基準と同等）処遇改善加算Ⅰ V13		163	左の単位数×11.40
訪問型サービス（国基準と同等）処遇改善加算Ⅱ V13		280	左の単位数×11.40
訪問型サービス（国基準と同等）処遇改善加算Ⅲ V13		418	左の単位数×11.4

## 3. 自費サービス

	身体介護・通院介助	身体介護（通院介助） （介護保険併用）	生活援助
30分	2, 500円（税別）	2, 000円（税別）	1, 500円（税別）
45分	3, 500円（税別）	3, 000円（税別）	
60分	4, 500円（税別）	4, 000円（税別）	3, 000円（税別）
75分	5, 500円（税別）	5, 000円（税別）	
95分	6, 500円（税別）	6, 000円（税別）	4, 500円（税別）

- ・上記の料金表は税別で表記しております。
- ・介護保険をご利用できない部分のサービスを上記の料金にて行います。
- ・早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）の時間につきましては上記の金額の25%増しとなります。
- ・介護保険のオーバー分は、介護保険に準ずる。
- ・身体介護・・・入浴、排泄、外出介助、見守り、移動介助、等
- ・生活援助・・・ご本人以外の買物、調理、掃除、等  
介護保険では認められない部分の支援
- ・通院介助・・・通院時における介護保険では認められない部分の支援

その他、詳細はスタッフまでお問い合わせください。

訪問介護または江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。

事業者)

株式会社 スクーデリア

〒132-0011 東京都江戸川区瑞江2-22-5 グリーンハウス下鎌田 1階-D室

説明者 わたつみヘルパーステーション

私は、本書面より事業者からの訪問介護または江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業による訪問型サービスについての重要事項の説明を受け同意いたしました。

説明を受けた日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

**契約者**

利用者)

氏名 \_\_\_\_\_

家族親族代表)

氏名 \_\_\_\_\_ (利用者との関係 \_\_\_\_\_ )

利用者は、身体の状態等により署名が出来ないため、利用者本人の意思を確認のうえ、私が代わってその署名を代筆します。

署名代筆者)

氏名 \_\_\_\_\_ (利用者との関係 \_\_\_\_\_ )